

令和7年11月 定例教育委員会

第3別館2階会議室

議事日程（令和7年12月1日 午前10時00分）

11月定例教育委員会教育長報告

先月の定例教育委員会以降に開催された主な行事及び今後の教育委員会関係等の主な行事予定を下記のとおり記載し、教育長報告とさせていただきます。

記

1 報告

- 10月30日(木) 今治市PTA連合会と市長との意見交換会
 10月31日(金) 総合教育会議
 11月 1日(土) 別宮校区文化祭、常盤地区文化祭(～2日)
 11月 2日(日) 鳥生公民館文化祭
 11月 3日(月) 今治地区文化祭、関前文化祭
 11月 4日(火) 学校給食運営審議会、地元代表協議会 大島地区(吉海小・宮窪小)
 11月 6日(木) 小中学校合同音楽会(中学校)、坊ちゃん劇場『新鶴姫伝説』講演
 11月 7日(金) 小中学校合同音楽会(小学校)
 11月11日(火) 県人権・同和教育研究大会
 11月13日(木) B&G全国教育長会議(～14日)
 11月14日(金) 仲よし学習発表会
 11月15日(土) 「家族のきずな」エッセイ表彰式
 11月16日(日) えひめ教育の日推進大会(大洲)、県中学駅伝大会、大三島書道展
 立花フェスタ、波方町産業文化祭、常盤地区住民運動会、桜井住民祭
 美須賀地区文化祭
 11月17日(月) 大三島中防災教育成果発表会(大三島中、上浦小)
 授業力パワーアップ研究会(立花中)
 11月18日(火) 今治市・上島町教科等研究大会
 11月20日(木) 青少年問題協議会
 11月21日(金) 国際交流協定締結(フィリピン LAPULAPU市)
 11月23日(日) 玉川駅伝大会、岡山理科大「ゆめいこい祭」、日本一おいしい給食フェア
 11月25日(火) 地元代表協議会 玉川地区(鴨部小・九和小)
 11月26日(水) 初任者面接
 11月27日(木) 教育支援委員会
 11月28日(金) 青少年センター運営協議会
 11月30日(日) 今治里山マラソン、乃万地区文化祭、国分地区文化祭
 12月 1日(月) 定例教育委員会、今治市教頭会

2 予定

- 12月 2日(火) 今治市議会定例会(初日)
 12月 4日(木) 今治市議会定例会(代表質問)
 12月 5日(金) 今治市議会定例会(一般質問)
 12月 6日(土) いまばり人権啓発フェスティバル
 12月 7日(日) 吹揚校区文化祭、「全国学校給食甲子園」決勝大会
 12月 8日(月) 今治市議会定例会(一般質問)
 12月 9日(火) 予算特別委員会、第2回地元代表協議会(大三島地区)
 12月10日(水) 初任者面接(～11日)
 12月12日(金) 第2回地元代表者協議会(菊間地区)
 12月13日(土) 今治市民生児童委員協議会臨時総会
 12月14日(日) 朝倉駅伝
 12月15日(月) 教育厚生委員会
 12月16日(火) 校長面接(～18日)
 12月19日(金) 今治市議会定例会(最終日)
 12月20日(土) イングリッシュキャンプ(2DAY)
 ~21日(日)
 12月22日(月) 定例教育委員会
 12月23日(火) 部活動地域展開検討協議会
 12月25日(木) 小・中学校終業式
 12月26日(金) イングリッシュキャンプ(1DAY)、中学校アンサンブルコンテスト

資料 1

第14回教育委員会議案第52号

令和7年度教育費補正予算に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、令和7年度教育費補正予算について、意見を聴取する。

令和7年12月1日 提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

令和7年度今治市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度今治市的一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,614,768千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,075,657千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月2日 提出

今治市長 徳永繁樹

令和7年度 教育費（総括）

（単位 千円）

教育費現計予算	9,828,966
今回補正額	93,407
計	9,922,373

歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
22 市債	5,055,900	3,200	5,059,100
1 市債	5,055,900	3,200	5,059,100
8 教育債	2,051,900	2,000	2,053,900

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
6 社会教育施設債	700	大三島美術館管理運営債(デジタル活用推進事業債) 300 上浦歴史民俗資料館管理運営債(デジタル活用推進事業債) 100 吉海郷土文化センター管理運営債(デジタル活用推進事業債) 100 大西藤山歴史資料館管理運営債(デジタル活用推進事業債) 100 伊藤豊雄建築ミュージアム管理運営債(デジタル活用推進事業債) 100
7 体育施設債	1,300	体育施設管理運営債(デジタル活用推進事業債)

歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	9,828,966	93,407	9,922,373	8,000	85,407
1 教育総務費	1,130,402	28,034	1,158,436	0	28,034
2 事務局費	896,166	28,034	924,200	0	28,034
4 社会教育費	2,608,664	△ 593	2,608,071	700	△ 1,293
1 社会教育総務費	317,117	△ 5,988	311,129	0	△ 5,988
4 文化財保護費	163,192	8	163,200	0	8

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
2 給料	13,889	一般職給 △4人5月	教育長給与費
3 職員手当等	10,398	扶養手当 968 住居手当 28 通勤手当 346 管理職手当 745 一般職期末手当 3,774 特別職期末手当 40 勤勉手当 3,053 児童手当 1,450 教員特別手当 △ 6	職員給与費 40 27,994
4 共済費	3,747	一般職共済組合負担金 3,700 災害補償基金負担金 47	
2 給料	△ 6,934	一般職給 △3人	社会教育推進事務費
3 職員手当等	1,676	扶養手当 59 住居手当 △ 1,077 通勤手当 763 時間外勤務手当 3,000 一般職期末手当 △ 420 勤勉手当 △ 489 児童手当 △ 160	視聴覚ライブラリー運営費 11 7 職員給与費 △ 6,006
4 共済費	△ 730	一般職共済組合負担金 △ 691 社会保険料 △ 39	
3 職員手当等	8	通勤手当	文化財保護事業費 8

歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 公民館費	1,269,015	△ 5,025	1,263,990	0	△ 5,025
6 図書館費	291,435	△ 223	291,212	0	△ 223
7 文化振興費	95,091	△ 2,908	92,183	0	△ 2,908

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
1 報酬	△ 6,760	パートタイム会計年度任用職員給(△3人)	公民館活動費
2 給料	4,895	一般職給 2人5月 5,724 フルタイム会計年度任用職員給 △ 1,046 パートタイム会計年度任用職員給 217	△ 11,136 職員給与費 6,111
3 職員手当等	△ 2,052	扶養手当 △ 36 住居手当 △ 126 通勤手当 12 管理職手当 △ 335 一般職期末手当 △ 309 勤勉手当 △ 1,158 児童手当 △ 100	
4 共済費	△ 1,108	一般職共済組合負担金 329 社会保険料 △ 718 一般職共済組合負担金(会計任用職員) △ 719	
2 給料	△ 127	一般職給	職員給与費
3 職員手当等	△ 234	扶養手当 174 通勤手当 24 管理職手当 △ 503 一般職期末手当 △ 30 勤勉手当 △ 19 児童手当 120	△ 223
4 共済費	138	一般職共済組合負担金	
1 報酬	△ 1,762	パートタイム会計年度任用職員給(△1人)	文化振興事業費
3 職員手当等	△ 684	一般職期末手当 △ 367 勤勉手当 △ 317	△ 2,908
5 共済費	△ 412		△ 261 △ 151

歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 社会教育施設費	441,749	13,543	455,292	700 (内訳) 地方債 700	12,843
5 保健体育費	2,685,063	65,966	2,751,029	53,120	12,846
1 保健体育総務費	427,580	48,738	476,318	51,820 (内訳) 寄附金 51,820	△ 3,082

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
8 旅費	△ 50	費用弁償	
1 報酬	540	パートタイム会計年度任用職員給	大三島少年自然の家管理費
2 給料	5,440	一般職給 1人	22
3 職員手当等	4,707	扶養手当 601 住居手当 321 通勤手当 732 一般職期末手当 1,478 勤勉手当 1,085 児童手当 490	大三島美術館管理運営費 上浦歴史民俗資料館管理運営費 吉海郷土文化センター管理 運営費 122
4 共済費	2,073	一般職共済組合負担金 1,943 社会保険料 87 一般職共済組合負担金(会計任用職員) 43	110 大西藤山歴史資料館管理運営費 1,002
8 旅費	16	費用弁償	伊藤豊雄建築ミュージアム 管理運営費 113 職員給与費 11,837
17 備品購入費	767	事務用器具	
2 給料	△ 2,178	一般職給 △10月	社会体育費
3 職員手当等	△ 333	通勤手当 △ 42 一般職期末手当 △ 180 勤勉手当 △ 111	35 職員給与費 △ 3,117
4 共済費	△ 606	一般職共済組合負担金 △ 593 社会保険料 △ 13	スポーツ振興基金費 51,820
8 旅費	35	費用弁償	
24 積立金	51,820	スポーツ振興基金積立金	

歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 体育施設費	921,603	8,226	929,829	1,300	6,926
3 学校給食費	1,335,880	9,002	1,344,882	0	9,002

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
1 報酬	1,828	パートタイム会計年度任用職員給(1人)	体育施設管理運営費
2 給料	3,753	パートタイム会計年度任用職員給	8,226
3 職員手当等	709	通勤手当 7 一般職期末手当 526 勤勉手当 176	
4 共済費	391	社会保険料 228 一般職共済組合負担金(会計任用職員) 163	
8 旅費	20	費用弁償	
17 備品購入費	1,525	事務用器具	
2 給料	6,324	一般職給 1人	職員給与費 9,002
3 職員手当等	1,333	扶養手当 △ 18 住居手当 276 通勤手当 △ 480 管理職手当 △ 260 一般職期末手当 931 勤勉手当 644 児童手当 240	
4 共済費	1,345	一般職共済組合負担金 1,291 社会保険料 54	

資料 2

第14回教育委員会議案第53号

議会第 5 回議案第105号

今治市公民館条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

今治市伯方公民館を追加しようとするもの。

今治市公民館条例の一部を改正する条例

今治市公民館条例（平成17年今治市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「宮窪公民館」の次に「、伯方公民館」を加える。

別表第1 今治市宮窪公民館の項の次に次のように加える。

今治市伯方公民館	今治市伯方町木浦甲1235番地1
----------	------------------

別表第2 中第8項の表を第9項の表とし、第7項の表の次に次の1表を加える。

8 伯方公民館使用料

区分	使用時間帯		8 : 30～ 12 : 30	12 : 30～ 17 : 30	17 : 30～ 21 : 30	8 : 30～ 17 : 30	12 : 30～ 21 : 30	8 : 30～ 21 : 30	超過料金 (1時間 につき)		
	区分	料金	区分	料金	区分	料金	区分	料金	区分	料金	
大ホール	料金	円	料金	円	料金	円	料金	円	料金	円	
		1,200		1,200		2,300		2,300		3,500	
第1研修室	料金	800	料金	800	料金	1,400	料金	1,400	料金	2,000	
第2研修室	料金	800	料金	800	料金	1,400	料金	1,400	料金	2,000	
和室	料金	700	料金	700	料金	1,300	料金	1,300	料金	2,000	
調理室	料金	1,600	料金	2,200	料金	2,700	料金	3,800	料金	4,900	
										6,600	
										700	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「参考」

今治市公民館条例改正条項新旧対照表

新

(使用料の納付)

第7条 使用者は、中央公民館、朝倉公民館、玉川公民館、波方公民館、大西公民館、菊間公民館、宮窪公民館、伯方公民館又は大三島公民館を使用するときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
略	
今治市宮窪公民館	今治市宮窪町宮窪2669番地
<u>今治市伯方公民館</u>	<u>今治市伯方町木浦甲1235番地1</u>
今治市大三島公民館	今治市大三島町宮浦5708番地

別表第2 (第7条関係)

1～7 略

8 伯方公民館使用料

区分	使用時間帯	8：30～ 12：30	12：30～ 17：30	17：30～ 21：30	8：30～ 17：30	12：30～ 21：30	8：30～ 21：30	超過料金 (1時間 につき)
大ホール	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,200	1,200	2,300	2,300	3,500	4,700	600	
第1研修室	800	800	1,400	1,400	2,000	2,800	400	
第2研修室	800	800	1,400	1,400	2,000	2,800	400	
和室	700	700	1,300	1,300	2,000	2,700	400	
調理室	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	6,600	700	

9 大三島公民館使用料

表 略

備考 略

旧

(使用料の納付)

第7条 使用者は、中央公民館、朝倉公民館、玉川公民館、波方公民館、大西公民館、菊間公民館、宮窪公民館_____又は大三島公民館を使用するときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
略	
今治市宮窪公民館	今治市宮窪町宮窪2669番地
_____	_____
今治市大三島公民館	今治市大三島町宮浦5708番地

別表第2 (第7条関係)

1～7 略

_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
_____	—	—	—	—	—	—	—
_____	—	—	—	—	—	—	—
_____	—	—	—	—	—	—	—
_____	—	—	—	—	—	—	—
_____	—	—	—	—	—	—	—
_____	—	—	—	—	—	—	—

8 大三島公民館使用料

表 略

備考 略

資料 3

第 14 回教育委員会議案第 54 号

今治市公民館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、社会教育法第 30 条第 1 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理由」
欠員補充による

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市清水公民館

候補者	氏名	区分	備考
	白石 真由美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	清水地区民生児童委員協議会副会長
任期		令和 7年 12月 1日～ 令和 9年 6月 11日	

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	豊島 美知	家庭教育の向上に資する活動を行う者	清水地区民生児童委員協議会長

「参 照」

社会教育法（抜すい）

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で
定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第30条第2項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

今治市公民館条例（抜すい）

（審議会）

第11条 法第29条第1項の規定により、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公民館ごとに委員12人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

「参考」今治市清水公民館運営審議会委員名簿

	氏名	区分	備考	
候補者	川崎 文一	学校教育の関係者	清水小学校長	
	森 泰祐	学校教育の関係者	南中学校長	
	村上 昌大	学識経験のある者	清水地区コミュニティ推進会副会長	
	平野 勇夫	学識経験のある者	清水地区連合自治会長	
	宇高 恵津雄	学識経験のある者	今治市消防団今治方面隊第7分団清水分団長	
	山路 佳奈子	学識経験のある者	今治市更生保護女性会清水地区会長	
	井出 久美子	学識経験のある者	清水地区スポーツ推進委員	
	渡辺 昭彦	社会教育の関係者	清水地区交通安全協会会長	
	長野 加代	学識経験のある者	みどり幼稚園長	
	白石 真由美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	清水地区民生児童委員協議会副会長	交替
	仲岡 浩	社会教育の関係者	清水小学校 P T A会長	
	渡邊 俊美	社会教育の関係者	清水地区青年部副会長	
任期	令和 7年 6月 12日～ 令和 9年 6月 11日			

交替 令和 7年 12月 1日～ 令和 9年 6月 11日

資料 4

第 14 回 教育委員会議案第 55 号

今治市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市立視聴覚ライブラリーライブ第 12 条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理由」
任期満了による

今治市視聴覚ライブラリー運営委員会委員 候補者名簿

候 補 者	氏 名	区 分	役 職 名
	越智 泰樹	学校教育関係者	立花小学校 校長
	大塚 大地	学校教育関係者	視聴覚・情報教育部会 委員長 吹揚小学校 教諭
	手塚 駿	学校教育関係者	視聴覚・情報教育部会 副委員長 近見中学校 教諭
	森田 悅子	社会教育関係者	今治市連合婦人会 副会長
	織田 真吾	社会教育関係者	今治市P T A連合会 副会長
	海田 良二	社会教育施設の代表	今治市立中央図書館 館長
任 期		令和 7 年 12 月 1 日 ~ 令和 9 年 11 月 30 日	

「参 照」

今治市立視聴覚ライブラリ一条例（抜すい）

（委員）

第12条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育に関する教育関係者及び行政担当者並びに視聴覚教育に関する学識経験者のうちから選任するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

今治市立視聴覚ライブラリ一条例施行規則（抜すい）

（運営委員会）

第6条 今治市視聴覚ライブラリ運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 小中学校の代表者
- (2) 社会教育関係団体及び施設の代表者
- (3) 学校教育及び社会教育行政の担当者
- (4) 学識経験者

資料 5

専決第20号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月18日

今治市長 徳永繁樹

記

1 和解の相手方 省略

2 事故の概要 令和7年3月19日午前11時頃、本市生涯学習課職員が運転する市有乗用自動車が、国道317号線（松山市河中町甲79番2地先）を直進中、センターラインをはみ出したため、対向車線を走行してきた普通自動車と衝突し、当該自動車を運転していた相手方が負傷した。

3 損害賠償額 支払額 600,854円

定例教育委員会（第14回）報告

相手方一覧表

番号	件 名	相手方氏名等
報告	損害賠償額の決定及び和解について（専決第20号）	省略
その他1		
報告	損害賠償額の決定及び和解について（専決第21号）	省略
その他2		

資料 6

専決第21号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月18日

今治市長　徳　永　繁　樹

記

1 和解の相手方　　省略

2 事故の概要　　令和7年3月19日午前11時頃、本市生涯学習課職員が運転する市有乗用自動車が、国道317号線（松山市河中町甲79番2地先）を直進中、センターラインをはみ出したため、対向車線を走行してきた相手方所有の普通自動車と衝突し、同車両が破損し、同乗していた相手方が負傷した。

3 損害賠償額　　人的損害に対する支払額 441,696円

4 その他　　物的損害については、令和7年議会第4回報告第8号で報告済

定例教育委員会（第14回）報告

相手方一覧表

番号	件名	相手方氏名等
報告	損害賠償額の決定及び和解について（専決第20号）	省略
その他1		
報告	損害賠償額の決定及び和解について（専決第21号）	省略
その他2		

資料 7

寄 附 採 納

採納年月日	寄附物件	評 価 額	寄 附 者	備 考
7. 9. 4	図書 28冊 電子書籍 104冊 備品 13点	1, 498, 934円	今治市旭町3丁目2-3 2F 今治ライオンズクラブ 会長 白石 憲司	今治市立 中央図書館